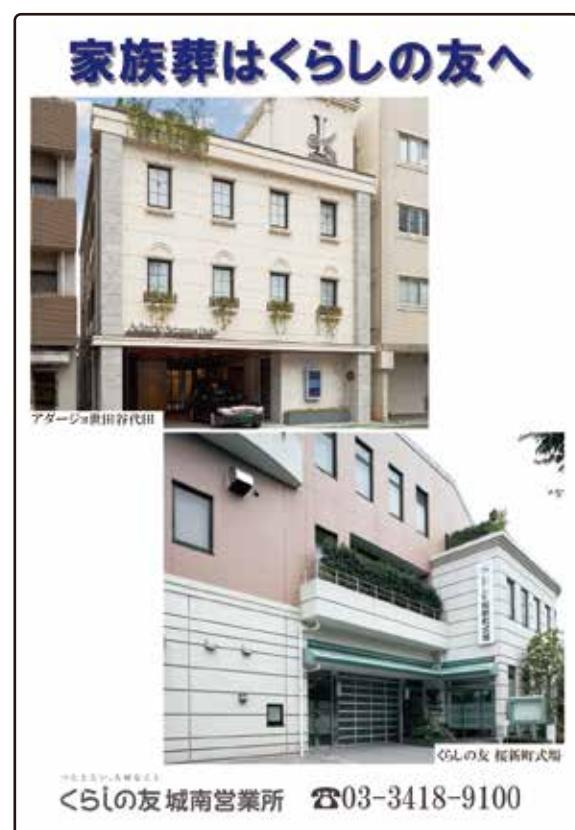




玉川だより 令和5年2月15日発行 玉川納税貯蓄組合連合会

制作／玉川納稅貯蓄組合連合会 広報部

電話 03(3709) 9181



とある1日(二子玉川商店街ご提供)

# 玉川たより

٣٩

第130号  
令和5年2月15日  
玉川納稅貯蓄組合連合会

# 特集 二子玉川商店街

## 目次

令和4年度納税表彰	2	一日税務署長	11
中学生の「税についての作文」表彰	3	令和5年新春セミナー・懇親会	12
「東京国税局長賞」等受賞作品		電子申告利用・消費税完納推進宣言式典	13
税についての作文	4~6	税務署からのお知らせ	14~15
秋山会長「旭日双光章」受章/伝達式	7	区役所からのお知らせ	16
尾山台フェスティバル		都税事務所からのお知らせ	17
税を考える週間キャンペーン(二子玉川)	8	協賛企業広告	18~20
130号 記念特集	9		
この人に聞けば地域がわかる 街を知る「The KAO」～西河製菓店～	10	※全ての写真撮影については、「撮影時の時だけマスクを外す」 ご協力を得て撮影を実施しています。	

# 令和4年度 納税表彰式挙行される

令和4年11月15日(火)、2022年春にリニューアルされた東郷記念館(渋谷区神宮前)において、「令和4年度玉川税務署長納税表彰式」が2年ぶりに開催、厳かな納税表彰式が挙行されました。

当日はご来賓の東京都世田谷都税事務所長をはじめ関係官庁並びに各税務協力団体から多数の方々のご臨席を賜り、厳粛かつ晴々とした式典となりました。

受彰された皆様方は各分野において多年にわたり納税意識の高揚及び税知識の普及並びに各会の充実・活性化に尽力され、税務行政の円滑な運営に多大な貢献をされてこられた方々です。

受彰者の皆様には心から敬意を表しますとともに、今後益々のご活躍とご健勝を祈念いたします。

## 受彰者

### 旭日双光章受章者

秋山 トシ子 様

### 東京国税局長表彰受彰者

松浦 政幸 様

### 玉川税務署長表彰受彰者

天沼 尚之 様

石井 伸二 様

石垣 康裕 様

出澤 素賀子 様

松山 仁 様

### 玉川税務署長感謝状受彰者

今井 真歩 様

加藤 孝一 様

川嶋 定雄 様

日野 直郷 様

森 功一郎 様

守永 文子 様

### 租税教育推進校等

世田谷区立二子玉川小学校 様

### 東京都世田谷都税事務所長感謝状

今井 真歩 様



## 納税表彰式祝賀会

令和4年11月15日(火)東郷記念館にて

厳かに執り行われた表彰式に続き、東郷記念館にて玉川税務懇話会主催の祝賀会。

リニューアルされた会場は和の空気感、使われた屋久杉から木の温もりと香りを感じるなか、和やかに始まりました。

玉川納税貯蓄組合連合会からは、玉川税務署長表彰を天沼尚之常任理事、玉川税務署長感謝状を今井真歩常任理事が受彰されました。おめでとうございます。

会場内は、感染対策されながらでしたが、各団体ごとにロビーに移動し、受彰者の方々を囲んでの記念撮影も華やかな一場面となりました。楽しいひと時を皆様と過ごし、名残惜しまれながらお開きとなりました。

広報部担当副会長 村上 妙



### 玉川税務署長表彰

天沼 尚之 様

この度は栄誉ある表彰をいただき、誠にありがとうございます。

秋山会長をはじめ諸先輩方ならびに会員の皆様の御力添えに感謝申し上げます。これからも納税意識を高める啓蒙活動に尽力していく所存です。

まだまだ未熟ではございますが、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。



### 玉川税務署長感謝状

今井 真歩 様

この度は身に余る賞を賜り、誠にありがとうございました。

これも偏に秋山会長をはじめとした、玉川納税貯蓄組合連合会の諸先輩方および会員の皆様のご厚情とご指導の賜物と厚く御礼申し上げます。

まだまだ未熟ではございますが、皆様のご指導の下、納税意識の高揚と完納推進、租税教育等啓蒙のために引き続き努力して活動して参ります。

これからもご指導ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

### 東京都世田谷都税事務所長感謝状 今井 真歩 様

この度は栄誉ある賞を賜りまして、誠にありがとうございました。関係者の皆様と諸先輩方のお力添えに感謝致します。この栄誉に恥じないよう、会員の皆様と共に今後も納税意識の高揚と啓蒙活動に邁進する所存です。引き続きご指導ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

## 令和4年度 中学生の「税についての作文」募集活動で受賞者決定

中学生の「税についての作文」募集活動が行われました。この活動は、全国納稅貯蓄組合連合会と国税庁との共催事業であり、当連合会において最も大切な事業活動の一つです。

令和4年度は、玉川税務署管内の11校から929編もの応募をいただきました。数多くの優秀な作品の中から、9月14日に選考会を開催し、27編の入選作品を決定させていただきました。

東京国税局長賞などに入選された方々には、12月7日(水)、玉川税務署において表彰式を開催し、賞状等を贈呈させていただくとともに、上位入賞作品につきましては、「税を考える週間」に玉川税務署内、玉川総合支所、尾山台地区会館、世田谷区立中央図書館に展示させていただきました。

また、令和5年1月30日～3月27日の期間には尾山台地区会館に作品を展示させていただきます。

本事業の実施にあたり、応募いただきました生徒の皆様、ご協力いただきました校長先生はじめ各先生方、玉川税務署、東京都世田谷都税事務所、世田谷区役所並びに東京税理士会玉川支部の皆様に心より御礼申し上げます。



撮影 / 小川写真館 小川祐一郎

### 上位入賞作品の皆さん

学校名	氏名	作品名	賞
聖ドミニコ学園中学校	長谷川 莉子	不動産取引における税金とその後について	東京国税局長賞
世田谷区立東深沢中学校	鈴木 美玖	誰かの頑張る源に	東京国税局管内納稅貯蓄組合連合会 優秀賞
世田谷区立奥沢中学校	二宮 凛心	若者の低投票率と税	東京納稅貯蓄組合総連合会 会長賞
世田谷区立尾山台中学校	秋元 彩愛	笑顔の芽	玉川税務署長賞
世田谷区立八幡中学校	松本 香花	消費税の冒険	玉川税務署長賞
世田谷区立砧南中学校	青山 希助	税は希望の助け	玉川納稅貯蓄組合連合会 会長最優秀賞
世田谷区立用賀中学校	坂田 隼将	「変化し創設される新しい税」	世田谷都税事務所長賞
世田谷区立東深沢中学校	下浦 莉緒	「当たり前」のありがたさ	世田谷区長賞
東京学芸大学附属世田谷中学校	谷 杏純	税金の行方	東京税理士会玉川支部長賞

(敬称略)



### 東京国税局長賞

## 『不動産取引における税金とその後について』

聖ドミニコ学園中学校 3学年 長谷川 莉子

税金について今回の作文が課題になるまでそれほど深く税について考えたことはなく、なんなくいつも買っているファーストフードやコンビニエンスストアの買い物に消費税を支払っている程度の知識でした。

そこで不動産業を営んでいる父に相談したところ、「不動産取引にまつわる税金」をテーマにしたらどうだろうと、提案され、不動産は金額が大きいのでさぞかし税金が課されるのではないかという興味と、いろいろと一般の人には分かりにくい内容もあるそうなのでテーマにしました。まず、不動産取引において課される税金はその取引内容により、消費税、印紙税、固定資産税、都市計画税、登録免許税、不動産取得税、譲渡税等があります。消費税は仲介手数料などの費用にも課税されますが、一番気になるのは、不動産そのものに消費税10%が課税されたら、すごい金額になるな?と思いました。例えば五千万円の新築一戸建に課税される消費税は五百万円?にもなるのか、父に聞いたところ、新築一戸建は土地と建物に分けて考えるそうで、建物分にのみ課税されるそうです。なぜかと言えば、土地は動かないで無くなる事はない為、「消費」をしないから消費税は課税されないんだよと教えてくれました。確かに他の品物やサービスは無くなるから消費税なのかと納得しました。また、不動産取引の売主が個人の場合も利益目的の不動産業者ではない為、消費税は非課

税になるそうです。

また、不動産を売ったり買ったりした場合には、税金が軽減されたり、後から戻ってくる控除の制度が充実しているそうです。

それは、一戸建やマンションを居住用として買った場合、引っ越し業者さんに頼むところから始まり、家賃や家電を新しくしたり、火災保険に加入したり、様々なサービスや物品を買うことになります。そうする事によって、一つの不動産取引から、様々な消費が生まれ、その事により新たな消費税などが発生する事になり、非常に裾野が広く経済の活性化にもつながり、好循環になるんだよと教えてくれました。確かに私も部屋が新しくなったら、机を買い替えたりベッドカバーをかわいいものにしたりしたくなるなと感じました。だから、國も家を売ったり買ったりする人に税金の軽減や控除を手厚くするんだと納得しました。現在は全国的に空き家問題が深刻化し、治安も悪化しますし、所有者が不明で、固定資産税等の課税が出来ない等の問題もあるようです。不動産が不要な人から、必要な人へ円満に取引が出来れば、新しい住まいを手に入れた家族は幸せになり、そこに新たな消費が生まれ、結果的に税収も増えて、街も人も活性化していくのではないかと思います。ぜひ、不動産取引を通して税収が増えて、その税金が公共施設の建物やコロナ対策などに使われれば素晴らしい未来になるのではないでしょうか。



### 玉川納稅貯蓄組合連合会 会長最優秀賞

## 『税は希望の助け』

世田谷区立砧南中学校 3学年 青山 希助

「やっべー何もうかばない」僕が税に対して最初に思った印象です。困った僕は母と税について一緒に考えてみる事にしました。すると、びっくりするぐらい税金のお世話になっていることを知りました。

僕は三人兄弟です。兄、姉がいます。姉は二学年上の高校二年生。特別支援学校に通っています。生まれつき脳に重い障害があり自分で立つ事はもちろん、座る事、食べる事トイレに行く事もできません。普段は車いすに乗って母や先生に押してもらい移動しています。僕は生まれたときから車いすに乗る姉しか見ていかなかったので特に特別に思う事があまりなかったのですが、母は姉が生まれた時に「この先、どうなってしまうのだろう。どうやって生きていこうか」と絶望的な気持ちになり、兄がいなかつたら死も考えてしまうくらい落ちこんでいたようです。生後一日目で頭の手術がありそのまま入院もして「お金がいくらかかるのか。」と不安になったそうです。

しかし、育成医療制度のおかげで二百万ほどかかるはずだった手術費は自己負担がなく、ほつとしたといっていました。その後も障害は治るわけではないので日々の生活は大変だった事もありますが、世田谷区の保健師さんがきてくれたり、東京都の在宅重症心身障害児訪問事業という制度で看護師さんが

自宅に来てくれるようになり普通に生活できるように助けてもらい、希望がみえたそうです。

これは税金のおかげで成り立っている事を知りました。周りの人に支えてもらったおかげですっかり立ち直った母は、子育てのすばらしさに改めて気付き、僕が生まれました。名前は希助。希望をもって助けるという意味です。その話を聞いて、世田谷区や東京都の制度や人に助けてもらえたなら僕はもしかしたら生まれてなかつたかもしれない。しかし、姉を支えていただいたおかげでより明るい希望をもった中で僕が生まれることになったと思うので僕もしっかりとその気持ちをうけて生きていこうと思いました。

姉は、今でもたくさん助けています。車いすにも補助金が出るし、医療費も小児慢性特定疾病医療費助成制度であります。お金がかかりません。楽しく元気に日々過ごしています。姉ばかりが税金のお世話になっていると思いましたが僕も税金にお世話になっていました。大好きな学校生活は税金で成り立っているからです。今回このことをきっかけに、税金ありがとうございますと心から思いました。将来自分も、仕事をしてちゃんと税金を納める事が大事だと思ったし、日々の買い物も消費税に対する考え方になりました。



## 玉川税務署長賞 『笑顔の芽』

世田谷区立尾山台中学校 3学年 秋元 彩愛

「消費税が八パーセントから十パーセントに引き上げられます。」そんなニュースがテレビで流れていた。当時十二歳だった私は消費税がなにに使われているかも知らずに、払うお金が多くなるのが嫌だという想いで文句を言っていた。そんな私の考えを百八十度変える出来事があった。

私の家は祖母・母・私の女三人暮らしをしている。私の母はいわゆるシングルマザーで、夜まで働いてくれている。私が寂しくならないように祖母は家にいつもいてくれて、家の仕事を行つてくれている。だが、外で働いてはいないため、お金は入ってこない。つまり、母一人で私と祖母の生活費をかせいでくれているのだ。そんな環境の中祖母にはゆいといつ入ってくるお金があった。それが年金だ。祖母は社会人生活が短く、年金が多くもらえるような仕事もしていなかった。だから毎回、年金が振り込まれるたび少しの不安の顔を見せた後こう言うのだ。

「ちょっとずつ貯めてる年金で美味しい物と一緒に食べようね。」

と笑顔を見せる。幼い私でも分かる無理をしている笑顔だった。つらそうに努力している迷惑をかけないようにしている祖母を見るのはつらかった。

だがある時から少し顔が明るくなった。それは私が怒りをあらわにした増税の後だった。本当に少しだが年金が多くなったと喜び、そしてまた私に

「美味しい物食べれるね。」

と笑顔で言うのだ。私は嬉しかった。美味しい物よりも祖母が本当に嬉しそうにするのが嬉しかった。興味本位で祖母に「年金のお金は何からきてるの。」

と聞いた。そうしたら祖母は色々あるが、消費税も年金の一部だと教えてくれた。私もはらっている消費税が祖母のような高齢者の方々の笑顔を作っていると思い、少し嬉しくなった。他にも税金が何に使われているのかが気になって調べてみた。すると私の身近である子育て支援や医療などに使われていることを知った。先ほども言った通り私の母はシングルマザーだ。子供を育てるのにはお金がかかる。毎日疲れて帰ってくる母に休日の昼あることを聞いた。

「なんで歯医者さんは私だけ無料なの。」

そして母はこう答えた。

「税金が使われているからだよ。医療費を負担してくれるからあなたは元気なんだよ。」

幼い私は体が弱かったのでよく病院に通っていた。普通だったらお金がかかるが、税金のおかげで助けられて、今も元気に過ごしている。もうすぐ対象から外れてしまうので、母の負担にならないよう健康に気をつけようとも思えた。これからは税金の納める立場になる。私や私の家族のような人が笑顔で過ごせるようにと願いをこめて納められる人になろうと心に決めた。

## 玉川税務署長賞

### 『消費税の冒険』

世田谷区立八幡中学校 3学年 松本 香花

「これ、お願ひします。」これは、消費税である僕が生まれる少し前。その後すぐ、百円の吊り下げお菓子の消費税である十円分僕が支払われた。支払われた僕は、他の消費税仲間と共に日本銀行へ集められた。そこから、僕ら消費税は年金・医療・介護・子供・子育て支援に振り分けられるのだという。これを教えてくれたのは税として支払われた回数は数えきれないという平成三年と刻まれた先輩だ。

僕は令和四年と刻まれていて、生まれてホヤホヤ。税として支払われるのは今回が初めてだった。日本銀行でしばらく休息をとった後、僕は年金として、とあるおばあさんの銀行口座を行つた。おばあさんは銀行から僕ら年金を引き出したら、柔らかい布のお財布に入れた。僕はそのまましばらく過ごしていたけれど、おばあさんが美味しいようかんを一切買ふ時に、今度は消費税としてではなく普通に買い物の代金として僕を支払った。その後は和菓子屋の店主が僕を支払い、色々なお財布を転々とした。

そして僕は今、とある企業の銀行口座の中にいる。この企業は課税売上高が一千万をギリギリ超えている。つまり課税事業者だ。課税売上高が一千万を超える事業者には、税金を払う義務がある。これも平成三年の先輩に教えてもらったことだ。でも、この企業の社長は税金を支払わなかつた。今までも、少し一千万を超えている時は嘘の申告をして“脱税”をしてきたようだ。

とうとう今回は税務調査が来て、脱税が露見した。銀行の口座で眠っていた僕は突然叩き起こされて、日本銀行へ消費税として帰ってきた。とてもたくさんの仲間が、消費税として一緒に日本銀行に来ていた。あの企業の銀行口座も、日本銀行の口座も居心地は大して変わらないけれど、きちんと支払われた税金達の中に僕が入っていくのは緊張した。僕まで、何だか悪いことをしたような気持ちになった。早く次の所へ行きたいという気持ちと、次もまた脱税をするような所で、今みたいにみじめな気持ちになつたらどうしようという気持ちが入り混じって、泣きたくなつた。

僕が次に行ったのは“医療”だった。人々を助けるお医者さんたちのお給料として次の口座に入った時は、たまらなく嬉しかつた。こんなに誇らしい気持ちになったのは初めてだ。僕は胸を張つて、堂々としていた。そして気持ちに大きな変化が生まれた頃、僕はふと疑問に思った。どうして脱税などというものをするのだろう。あの社長だって、病院に来ることはあるだろうに。税金をしっかり払っている人達と肩を並べて、病院には堂々と入れたのかな。自分が払った税金が、自分にどう恵みをもたらすのか、知らなかつたのかな。もしそうなら、教えてあげたいなあ。知つて、税金への考え方を少しでも変えてくれたら嬉しいなあ。だって、僕は税金としていることがこんなにも誇らしいのなもの。

## 秋山会長「旭日双光章」受章／伝達式

### 弊会会长 秋山トシ子が「旭日双光章」受章

玉川納税貯蓄組合連合会(会長：秋山トシ子)は、2022年11月3日“令和4年秋の叙勲”において、弊会会长 秋山トシ子が「旭日双光章」を受章いたしました。令和4年12月20日(火) 玉川税務署長室にて、東京国税局 徴収部長 德竹直美様にお越しいただき、伝達式が執り行われました。

長年のご功績に対する、栄えあるご受勲、心からお祝い申し上げます。今後ともご健康で、尚一層のご活躍を祈念申し上げます。



### 秋山トシ子 受彰の言葉

このたび旭日双光章の栄に浴し、心が震える思いでございますが、大変身に余る光栄に存じます。

この上ない名誉に恥じぬよう、皆様のご指導を頂きながら、今後も納税意識の高揚と啓蒙活動を大切に社会の発展に貢献できるよう精進してまいります。

今後ともご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

玉川納税貯蓄組合連合会  
会長 秋山 トシ子



撮影 / 小川写真館 小川祐一郎

### 叙勲概要

#### 旭日双光章 きょくじつそうこうしょう

旭日章は、明治8年に最初の勲章として制定されました。

勲章のデザインは、日章を中心に光線(旭光)を配し、鈕(ちゅう)には桐の花葉が用いられています。

※鈕(ちゅう)とは、章と綬の間にある飾りです。

旭日章は、産業や文化の振興・発展に寄与した者だけでなく、地方自治における功労、適正な納税の実現に寄与した功労が含まれる。「旭日大綬章」をはじめとする高い勲等である旭日双光章は「納税功勞」「薬事功勞」「弁護士功勞」「地方自治功勞」といった産業や文化の振興・発展に寄与された功績者に授与されています。勲章「旭日章」の6等級のうち勲五等に相当する章。国や公共に対し功労のある者に授与されます。旭日章は社会の様々な分野における功績を対象としています。産業や文化の振興・発展に寄与した者だけでなく、地方自治における功労、適正な納税の実現に寄与した功労なども含まれます。

旭日双光章は「納税功勞」「薬事功勞」「弁護士功勞」「地方自治功勞」といった多種多様な功績者に授与されています。

### 秋山 トシ子 受彰歴

2016年 東京都功労者表彰

2018年 国税庁長官表彰

2020年 財務大臣表彰

2022年 旭日双光章

# 尾山台フェスティバル

令和4年10月15日(土)



撮影 / 小川写真館 小川祐一郎

第33回尾山台フェスティバルが10月15日(土)にハッピーロード尾山台にて3年振りに開催されました。新型コロナ感染症の流行により、数々のイベントが自粛を余儀なくされてきましたが、やっと戻ってきた日常です。とは言え、まだまだ続いているコロナ禍での開催ですので、玉川納税貯蓄組合連合会もマスクの着用や手指消毒など、出来うる感染防止対策を徹底したうえで模擬店で参加しました。販売したのは恒例の新潟産のお煎餅。今回も大好評で、16時前には完売してしまいました。

芝信用金庫の駐車場に組まれたステージでは、楽器演奏やダンスなど尾山台に所縁のある方々のパフォーマンスが行われ、沢山の模擬店と共に大盛況でした。応援に駆けつけてくれたイータ君はいつもながら大人気で、大勢の子供達に囲まれながら愛嬌たっぷりに頑張ってくれました。

お天気にも恵まれ、まるでコロナ禍前のような賑わいの中、常連の方々の変わらない笑顔と『待ってたのよ』のお言葉に、多くの感情が含まれているように感じました。

ご尽力、ご協力くださった皆様、そしてご来場くださった皆様、大変ありがとうございました。 広報副部長 日吉清美

## 税を考える週間キャンペーン

令和4年11月9日(水)

二子玉川商店街でのPR

令和4年11月9日(水)午後1時より、二子玉川商店街にて『税を考える週間キャンペーン』が行われました。

国税庁では毎年11月11日から17日を『税を考える週間』として様々な広報広聴施策を集中的に実施しています。今回のテーマは『これから社会に向かって』。租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくことにより、納税意識の向上を図ることが目的です。

今回は二子玉川商店街のご協力のもと、玉川納税貯蓄組合連合会、玉川税務署、世田谷区役所が合同でキャンペーンを行いました。4グループに分かれて商店を戸別訪問し、電子申告や令和5年10月から始まるインボイス制度に関するお知らせ等に、都税カレンダーやマスクなどのグッズを添えてお配りしました。

長く続くコロナ禍ではありますが、お昼時だったこともあり、ランチ営業中の飲食店はどこも盛況で、着実に活気を取り戻しているようでした。二子玉川商店街の皆様、お忙しい時間帯の訪問にもかかわらず、快くご対応くださいありがとうございました。

広報副部長 日吉清美



撮影 / 小川写真館 小川祐一郎

130号 記念特集

## 玉川だよりは、今号で130号を迎えます

皆様のご理解とご協力により発行している玉川だよりも今号で130号を迎えます。改めて、玉川納税貯蓄組合連合会の設立の目的、歴代会長をご紹介します。

### ■ 設立の目的

納税貯蓄組合とは、納税貯蓄組合法(昭和26年法律145号)に基づく団体で、納税資金の備蓄による各種税金の円滑な納付を目的として組織された団体です。

#### 主な事業活動

- ◎期限内納付と振替納税の推進
- ◎消費税の完納推進
- ◎中学生の「税についての作文」募集
- ◎税知識の普及と正しい税の理解者・協力者の拡大

そして昭和29年8月に玉川納税貯蓄組合連合会を設立、納税貯蓄組合の健全な運営について助言を行うとともに、会員相互の親睦を図りながら、税に関する広報の確実な伝達と、税知識の普及向上に努め、正しい納税思想のもとに自主納付による完納体制の確立を図ることを目的としてスタートしました。

玉川だより130号はまだ通過点です。これからも玉川納税貯蓄組合連合会の広報誌「玉川だより」は、皆様のお役に立てる税知識の普及向上に努め、また玉川地域の情報を発信し、社会のために活動してまいります。

◆創刊号  
昭和33年  
9月25日  
玉川税務署に保管



### ■ 歴代会長

- |           |             |
|-----------|-------------|
| 初代 池田善彦   | 昭和29年～昭和33年 |
| 2代 南谷 勇   | 昭和33年～昭和61年 |
| 3代 濑倉孝治   | 昭和61年～平成 2年 |
| 4代 鈴木國治   | 平成 2年～平成 8年 |
| 5代 木村幸雄   | 平成 8年～平成10年 |
| 6代 三村 保   | 平成10年～平成16年 |
| 7代 岡部貫一   | 平成16年～平成17年 |
| 8代 加瀬泰男   | 平成17年～平成21年 |
| 9代 鎌田修明   | 平成21年～平成24年 |
| 10代 秋山トシ子 | 平成25年～現在    |

## 介護付有料老人ホーム アルタクラッセ 二子玉川

介護付有料老人ホーム アルタクラッセ 二子玉川

〈アルタクラッセ二子玉川〉についてのご相談・お問い合わせは…

**0120-33-5943**

TEL : 03-5797-5144 FAX : 03-5797-5162

〒158-0094 東京都世田谷区玉川 3-40-21

e-mail : acfutakotamagawa\_sc13@saint-care.com

 セントケア 東京株式会社

**The KAO 街を知る**

この人に聞けば地域がわかる  
The KAO 街を知る

**二子玉川商店街エリア**

**西河製菓店**  
代表 如澤 賢一郎 (JOZAWA KENICHIRO)

**店舗情報**  
OPEN 10:00～売切れ次第終了  
定休日 月曜 月2回火曜休み(不定期)  
世田谷区玉川3-23-29  
TEL/03-3700-0179

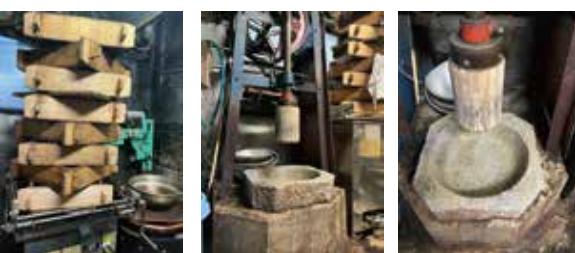
名物といえば、看板娘だったお母さまの貞子さん。お若い時は接客する声が、二子玉川の駅にまで聞こえたそうです。テレビ出演もされたことがある貞子さんは、今はお店には立っていらっしゃいませんが、先代のご主人さまとお散歩を楽しむなど、今もお元気に過ごされています。

古い歴史を持つ西河製菓店が二子玉川に店を構えたのは、お父様が昭和42年に創業され、賢一郎さんは二子玉川に移ってからの2代目となります。

古い歴史に支えながら、昔と変わらぬ実直なお菓子作りの伝統を守り、添加物でごまかさず、材料を吟味し丁寧に丁寧に作られる西河製菓店のお菓子の仕込みは朝の4時から始まります。長年使い込まれた道具の数々、銅の大鍋で小豆を炊き、餅は杵でついています。

杵つきの餅はコシが強く、本当においしい昔ながらの味そのものです。冷凍ものは一切使わず、受け継がれた伝統の製法を守っています。

季節を先取りし、桜餅は1月から、柏餅は4月から店頭に並びます。豆大福、みたらし団子、お赤飯は、一年を通して作られており、特に豆大福は西河製菓店のみならず二子玉川の名物となっています。



## 一日税務署長イベント 3年ぶりに実施

令和4年12月14日(水)



玉川税務署長賞を受賞した2名の生徒に「玉川税務署一日税務署長」に就任いただきました。

中学生の「税についての作文」募集事業の発展と納税道義のより一層の向上を目的として、玉川税務署において「一日税務署長」イベントを実施しました。

秋元さん、松本さんは佐野税務署長から委嘱状とたすきを交付された後、玉川納税貯蓄組合連合会役員および玉川税務署幹部との名刺交換、模擬決裁、一日税務署長訓示、CATVの取材対応などの各種イベントを体验しました。

ご家族も見守る中、記念品の印鑑を使い税務署職員より説明を受けた文書への模擬決裁を行い、また一日税務署長訓示として職員を前に受賞作文の朗読を行いました。税のあり方や大切さについてそれぞれの意見を述べていました。

イベントの模様は、CATVで放映され、中学生の「税についての作文」募集事業や玉川納税貯蓄組合連合会の活動について、大きなPR効果がありました。

撮影 / 小川写真館 小川祐一郎



新たな出会い・つながり・ひろがりを大切にする、  
東京シティ信用金庫です。

 東京シティ信用金庫

玉川支店 世田谷区中町5-31-14  
電話 03(3704)8211

## 令和5年新春セミナー・懇親会

令和5年1月23日(月) 三軒茶屋 銀座アスターにて



撮影 / 小川写真館 小川祐一郎



令和5年1月23日、新春意見交換会が三軒茶屋の銀座アスターにて開催されました。

来賓には世田谷都税事務所所長の諫訪様をはじめ各関係団体の役員の方々、金融機関の支店長様方にご参加いただきました。

コロナ渦ということもあり、短時間での開催とはなりましたが、和気会々とした雰囲気の中、活発に、納税意識と向上と啓蒙活動に関する意見交換をすることが出来ました。

1日でも早くコロナ渦が終息することを願いつつ閉会となりました。

広報部長 天沼尚之

## 「電子申告利用・消費税完納推進」宣言式典

桜新町商店街 令和5年2月9日(木)



撮影 / 小川写真館 小川祐一郎

令和5年2月9日(木)午後2時より桜新町区民集会所において、桜新町商店街振興組合と玉川納税貯蓄組合連合会による「電子申告利用・消費税完納推進」宣言式典が開催されました。

玉川税務署長 佐野 忠史様はじめ署の方々、世田谷都税事務所副所長 椎名 礼子様、世田谷区財務部長 工藤 郁淳様、玉川法人会会长 坂東 義治様、玉川間税会会长 大塚 繁夫様、東京税理士会玉川支部支部長 千葉 栄樹様、玉川青色申告会会长 渡邊嗣様が出席されました。

篠原実行委員の司会のもと、高橋実行委員長をはじめ、桜新町商店街振興組合と玉川納税貯蓄組合連合会が合同で宣言を行いました。

玉川納連では午前中に配布物の袋詰めを400袋用意して準備いたしました。コロナ禍で中止となっていました3年ぶりの開催、桜新町商店街を4つのグループに分かれ、各種グッズを人気のイータ君とともに個別配布しました。小学生が「イータ君」と声をかけてくれたり、お子さんと写真撮影をしたりと和やかな雰囲気で良きPRとなりました。

消費税の完納は私たちの重要な責務であります。明るく、住みよい地域社会を創り、健康で文化的な生活環境を守ることは、私たちが強く望むことであり、これを実現するために「税」は欠くことのできないものであります。この為、私たちは税について自ら正しく申告し、消費税を納期までに完納するとともに、e-Taxの利用拡大を広く地域社会に呼びかけるキャンペーン運動、この活動の果たす意義と役割を益々推し進めていきたいと思います。

広報部長 村上 妙

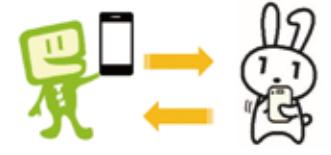


## 玉川税務署からのお知らせ

**さあ 自宅で e-Tax!** 作成コーナー 

### 確定申告書等作成コーナー から

**自動計算**  
画面の案内に沿って入力するだけで作成・送信♪ 

**自動入力**  
マイナポータル連携でデータをまとめて入力♪ 

**自宅から**  
確定申告はご自宅で！スマホで申告できます♪ 

### 「自宅からのe-Tax」 5つのメリット！

- 税務署への持参 不要
- 印刷・郵送代 不要
- 添付書類 不要※  
※一部の書類は除きます
- 確定申告期間の利用可能時間 24時間いつでも  
※メンテナンス時間をお除します
- 還付金 還付金  
BANK 早期還付  
3週間程度で還付！  
書面提出の場合は1か月～1か月半程度で還付

### 確定申告書等作成コーナーの入力方法は動画でチェック

こちらからアクセス！  

スマートフォン申告 医療費控除 マイナンバーカード方式 確定申告 動画 裏面もご確認ください

国税庁 法人番号7000012050002

**確定申告書等作成コーナーの便利な機能はこれら♪**

**スマホで申告！ カメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力！**



源泉徴収票の記載内容を自動入力！

**パソコンで申告！ スマホがICカードリーダライタの代わりに！**

用意するものは次の2つ ICカードリーダライタ不要！

マイナンバーカード + マイナンバーカード読取対応のスマートフォン

マイナポータルアプリをインストールするだけ！ 

**令和4年分（令和5年1月以降）からさらに便利に！**

**マイナンバーカードの読み取り回数が1回に！\***

①e-Tax登録情報の確認（読み取り1回目）  
②電子署名の付与（読み取り2回目）  
③e-Taxへのログイン（読み取り3回目）

①e-Taxへのログインのみ！

\*過去にマイナンバーカード方式で申告された方が対象です。

**青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に！**

パソコンの画面もリニューアル！

スマートフォン画面 パソコン画面

※このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

# 世田谷区役所からのお知らせ

区税だより

## 納税課からのお知らせ（納付の方法について）

### ◇口座振替

納期限に口座から自動引き落としになります。主な申込方法は以下の通りです。

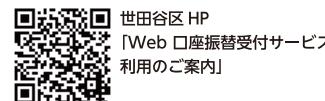
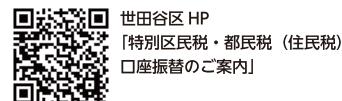
#### ①口座振替依頼書による申込

納税課、くみん窓口、出張所、まちづくりセンターにある口座振替依頼書に必要事項を記入・押印のうえ区へ郵送いただければ、区が手続きを代行します。

なお、世田谷区のホームページからダウンロードすることもできます。

#### ②Web口座振替受付サービスによる申込

パソコンやスマートフォンから、インターネットを利用して口座振替の申し込みができるサービスです。二次元バーコード先のリンクよりお申し込みできます。



## 証明書コンビニ交付サービス

マイナンバーカードがあれば、コンビニエンスストアのマルチコピー機で発行できます。  
課税(非課税)証明書は直近1年度、納税証明書は直近2年度の発行が可能です。

## 事業者の方へ

従業員の住民税は、原則、特別徴収として毎月の給与から差し引きし、翌月10日まで納入していただきます。  
また、給与の支払いを受ける者が常時10人未満の場合、納期の特例の適用により区への納入を年2回にすることができます。適用を希望する場合は、郵送または電子申請により届出ください。

**【お問い合わせ先】世田谷区 納税課 収納・税証明係 03-5432-2197**

## ふるさと納税は、我がまち世田谷へ＼ふるさと世田谷”への応援を募っています／



ふるさと納税とは、寄附を通じて自分の故郷やゆかりのある自治体を応援する制度です。  
世田谷区にふるさと納税をする場合は、寄附の使い道(基金や個別の取組み)を選ぶことができます。

### ■区民の方も世田谷区にふるさと納税ができます

「ふるさと納税は離れた地方の自治体へするもの」というイメージがあるかもしれません、区民の方が世田谷区にふるさと納税することもできます(寄附金控除も受けられます)。寄附の使い道を選んでふるさと納税することは、結果として税金の使い道の一部を自分の意思で選択することにつながります(国の制度上、返礼品はお受け取りいただけないことがあります)。

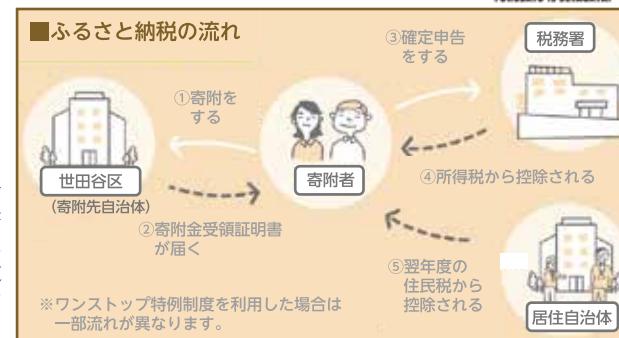
### ■寄附金控除の手続き

寄附申出書をご提出いただいた方へ、区が寄附金受領後にお送りする寄附金受領証明書(納付書払いの場合は、お手元に残る「納付書兼納付領取書(納入者保管)」)を添付して確定申告をしてください(ワンストップ特例申請をされた方は除きます)。オンラインでも簡単に手続きができます。

区では、様々な取組みについて寄附を募っています。

区の取組みの詳細や寄附の申込みは区HPから。

区HPトップ画面から「ふるさと納税」で検索！



### ■寄附を募っている取組み例

子ども基金～子ども・子育てのために～

外遊びの場と機会の充実や子どもの学びの支援、子どもを育む地域活動支援などの取組み

みどりのトラスト基金～みどりを守り、増やすために～

公園緑地の整備等や区民と事業者による緑化活動の推進などの取組み

《お問い合わせ先》世田谷区経営改革・官民連携担当課

ふるさと納税対策担当 電話: 03-5432-2190



区税だより

# 世田谷都税事務所からのお知らせ

都税だより

## ～個人で事業を営む方へ～

### 個人事業税の申告期限は3月15日(水)です



申告が必要な方	前年に事業主控除額を超える事業所得等のある個人事業主 ※ 所得税の確定申告書や住民税の申告書を提出した方は、改めて事業税の申告書を提出する必要はありません。 ※ 事業を廃止した場合は、廃止の日から1か月以内(死亡による廃止の場合は4か月以内)に個人の事業税の申告をする必要があります。
申告期限	令和5年3月15日(水)
申告先及び問い合わせ先	世田谷区の個人事業税は渋谷都税事務所(個人事業税班)へお問い合わせください。

## 自動車の移転手続・廃車手続はお済みですか？



自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証(車検証)に登録されている所有者(割賦販売の場合は使用者)の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは「移転登録」、廃車したときは「抹消登録」の手続が必要です。お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続をお済ませください。

### ◆自動車を譲渡したとき

**令和5年3月31日(金)までに「移転登録」をお済ませください。**

★ 移転登録の手続がお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。

### ◆廃車等で自動車を使わなくなったとき

**令和5年3月31日(金)までに「抹消登録」をお済ませください。**

★ 抹消登録の手続がお済みでないと、廃車したはずの自動車に自動車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。

登録手続に関しては、以下のホームページをご覧ください。

〈国土交通省ホームページ「自動車検査・登録ガイド」〉

<https://www.jidoushatouroku-portal.mlit.go.jp/jidousha/kensatoroku/>



**【お問合せ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066**

平日午前9時～午後5時(土日・休日、年末年始12/29-1/3を除く。)

国土交通省ウェブサイト



これからも皆さまとともに  
ふれあいを大切に  
**世田谷信用金庫**

**用賀支店**  
TEL: (03) 3700-7126  
〒158-0097 世田谷区用賀2-39-17

**玉川支店**  
TEL: (03) 3708-1281  
〒158-0094 世田谷区玉川3-19-1

**等々力支店**  
TEL: (03) 3701-1141  
〒158-0082 世田谷区等々力3-13-1

—すべての人が夢と勇気と笑顔で溢れる社会をつくりたい—

私たちは、地域の方々を守り、  
地域の発展に奉仕する  
**「お客様応援企業」**  
をめざしています!



—地域を、企業を応援し新たなサービスを提供し続けます—

■管内の店舗

奥沢支店	〒158-0083	世田谷区奥沢3-30-14	TEL03-3720-4151代
玉川支店	〒158-0082	世田谷区等々力3-8-1	TEL03-3701-2156代
瀬田支店	〒158-0095	世田谷区瀬田3-3-5	TEL03-3700-7181代
深沢支店	〒154-0012	世田谷区駒沢5-15-12	TEL03-3705-5511代
用賀支店	〒158-0097	世田谷区用賀3-27-4	TEL03-3707-5611代
等々力支店	〒158-0082	世田谷区等々力2-7-2	TEL03-3702-3851代
駒沢支店	〒154-0012	世田谷区駒沢3-27-1-101	TEL03-3412-8541代
桜新町出張所			

お客様応援企業をめざす 城南信用金庫

あなたの街のパートナー

**共立信用組合**

用賀支店

世田谷区用賀3-14-3

☎ 3700-1777

この街の“ホームドクター”しばしが豊かな暮らしを応援します。

**SHIBASHIN**  
芝信用金庫

**尾山台支店** 等々力 2-18-13 ☎3704-5121 (代)

**桜新町支店** 桜新町 2-1-5 ☎3429-2331 (代)

**深沢支店** 深沢 1-12-12 ☎3702-6111 (代)

<http://www.shibashin.jp>